

第 10 節 医療安全管理室

平成 17 年 4 月に病院局経営管理課から県立病院の医療安全管理体制の確立に向けて「埼玉県立病院における医療安全管理体制に係る指針」が通知され、平成 18 年 4 月から精神医療センター内に医療安全管理室が設置された。同時に、医療安全対策を特定の部門にとらわれず組織横断的に推進するために、病院長から任命された専任の医療安全管理者（セーフティマネージャー）が配置された。また平成 24 年 9 月からは専従の配置となり、平成 27 年 4 月からは副病院長 2 名が医療安全管理室長補佐として配置された。さらに平成 30 年 4 月からは副病院長 1 名が医療安全管理室長、診療部長（当時）1 名が医療安全管理室副室長として配置された。現在は室長（副病院長）、室長補佐（医師）および医療安全管理者（看護師）の 3 人体制で医療安全の推進を図っている。

1 医療安全の取組

(1) 医療安全スローガンの提示

医療安全スローガンを「チームワークを高めて医療の質と安全性の向上を図る」として、職員一人一人が医療安全に取り組み、迅速な対応と情報交換を行えるよう支援した。

(2) 医療安全管理対策及び医療安全ポケットマニュアルの改訂

安心・安全な医療を提供するために策定された医療安全管理対策及び医療安全ポケットマニュアルを改訂した。

(3) 医療安全管理委員会の開催

医療安全管理委員会を毎月 1 回開催した。

(4) 医療安全管理室会議の開催

医療安全管理委員会で決定された方針に基づき、医療安全対策に係る取り組みの評価を行うために医療安全管理室会議を毎週 1 回開催した。

(5) リスクマネジメント推進委員会の開催

各部門の安全管理の推進に資するため、病院長が任命した医療安全推進担当者 10 名を各部署に置き、精神医療センターリスクマネジメント推進委員会を毎月 1 回開催した。

(6) 医療安全対策地域連携加算に係る病院間における医療安全相互チェック

埼玉県立がんセンター、埼玉県総合リハビリテーションセンターに赴き、医療安全対策に関する評価を行った。また、埼玉県立がんセンターより評価を受けた。

2 医療安全研修

平成 18 年 6 月 21 日の医療法施行規則の一部を改正する省令第 6 条の 10 に基づき、医療に係る安全管理のための職員研修会を 14 テーマ計 17 回開催した。

	開催日	演 題	講 師	参 加 者数
1	5/1～7/30	チーム医療における 5S の意味を考えよう	e－ラーニング	126
2	6/2～12/26	医療ガスのリスクとヒヤリハット事例	e－ラーニング	118
3	6/20・1/23	チーム STEPPS（基礎）研修 2 回/年	医療安全管理室 牛島恵里	54
4	7/25（集合） 9/22～12/26	【行動制限最小化委員会主催】 精神保健福祉法に関する研修	療養援助部精神保健福祉士 藻垣春菜	205
5	8/1・2/20	チーム STEPPS（アドバンス）研修 2 回/年	国立保健医療科学院 種田憲一郎氏	59
6	9/19・1/16	暴力対応、CVPPP に関する研修 2 回/年	院内 CVPPP トレーナー	44
7	9/1～10/14	KYT（危険予知トレーニング）研修	各部署単位のリスクマネージャー	105
8	10/17・10/24	AED 講習会	日本光電インストラクター	49
9	10/29 10/30～11/28	【機構本部主催研修】 医療安全に関する研修	弁護士法人 棚瀬法律事務所 弁護士 棚瀬慎治氏	111
10	11 月～1 月	急変対応に関する研修	各看護単位の救急トレーニング担当	71
11	12/1～1/31	医薬品の安全使用のために	薬剤部長 齋藤恭子	162
12	1/5～2/27	精神科病院における虐待防止のための研修	日本精神保健看護学会 精神科医療現場の虐待防止研修動画	117
13	1/5～3/2	診療用放射線の利用に係る安全な管理の研修	公益社団法人日本医学放射線学会研修動画	123
14	2/3（集合） 2/6～3/12	【行動制限最小化委員会主催】 組織やチームで取り組む行動制限最小化	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究 センター 精神保健研究所 三宅美智氏	116

暴力対応（CVPPP）研修や急変時対応に関する研修を、医療者以外の職員も含めた全職種対象のシミュレーション形式で開催し、より実践力の向上に繋がる研修とした。

また、県立病院がチーム医療の推進を目的として取り組んでいる TeamSTEPPS®（Team Strategies To Enhance Performance and Patient Safety：医療の成果と患者安全を高めるためにチームで取り組む戦略と方法：以下、チーム STEPPS）については、令和 7 年度からは基礎研修を院内講師が担い、ステップアップした内容のアドバンス研修は外部講師が担当し、各 2 回開催した。そして、各部署の医療安全を担う役割に就いている職員が、チーム STEPPS を活用した取り組みを計画し、実践することができた。

3 インシデント・アクシデントレポート報告

職員からの自発的な報告を基に、組織全体で事象を把握、分析、評価し効率的な安全対策を講じるためにインシデント・アクシデントレポートを収集しており、平成 21 年 1 月から報告システムを IT 化（セーフマスター）した。提出されたレポートは、発生頻度と実際に起きたと仮定した場合の重症度の視点から事例を選択して各部署で分析し、医療安全管理室とリスクマネジメント推進委員会で再検討後、医療安全管理委員会に報告している。

(1) インシデント・アクシデントの判断基準及び対応

レベル		患者影響度による判断基準	対 応
0	0.01	仮に実施されていても、患者への影響は小さかった（処置不要）と考えられる	報告システムによる報告 ＊事象レベルが低い事例であっても、安全管理上早急に共有が必要な事例、今後の進展によってはセンターレベルでの対応が必要となりそうな事例は、速やかに医療安全管理室へ報告する。
	0.02	仮に実施されていた場合、患者への影響は中等度（処置が必要）と考えられる	
	0.03	仮に実施されていた場合、身体への影響は大きい（生命に影響しうる）と考えられる	
1		実施されたが、患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）	
2		処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）	
3	a	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）	直ちに医療安全管理室及び病院長に報告
	b	濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）	
4	a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない	直ちに医療安全管理室及び病院長へ報告し、医療安全管理委員会を招集、危機管理体制を敷く
	b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題を伴う	
5		死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）	

(2) 年間報告件数及びレベル別報告数

①レベル別報告件数（全報告数 1,781 件）

レベル	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
0.01	50	79	61	50	52	30	37	30	25	40	20	21	495	インシデント 1,779 件
0.02	13	15	19	21	16	16	19	14	12	8	14	13	180	
0.03	2	3	5	8	3	5	6	9	4	3	5	3	56	
1	69	77	60	75	58	71	59	58	59	66	61	94	807	
2	16	20	12	23	13	23	9	12	9	16	12	15	180	
3a	5	2	5	7	4	2	7	4	8	8	5	4	61	
3b	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	アクシデント 2 件
4a	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4b	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	155	196	162	184	146	147	137	127	119	141	117	150	1,781	

②部門別報告割合

看護	89.3%	療養援助部	1.0%
薬剤部	4.2%	検査部（放射線含む）	0.5%
医局	3.1%	事務局	0.1%
栄養部	1.7%	その他	0.1%

③今年度のまとめ

- ・インシデント報告は増加（前年度比+183 件）、アクシデント報告は 2 件と減少した（前年度比-7 件）。発生内容では、「患者が起こした事」「処方・与薬」「オーダー・指示等」の順に多かった。
- ・転倒・転落の報告は前年度と比較して僅かに増加し 129 件（前年度比+1 件）だった。
- ・レベル 3b 以上のアクシデント 2 件は、患者からの職員への暴力による骨折と、患者の原因不明の骨折事象であった。

4 患者からの相談に適切に応じる体制

精神医療センターにおける苦情・相談等は、対応窓口の対応者と埼玉県立精神医療センターサービス向上委員会と連携して対応した。令和 7 年度の苦情・相談は 5 件であった。患者満足度に関わる重要な事案であり担当部署と協働し対応した。

5 医薬品安全管理

厚生労働省からの通達や日本医療機能評価機構からの提言等に基づき、院内の状況に応じて薬剤部と協働で安全対策を講じた。

6 医療機器安全管理

平成 21 年度から、埼玉県立がんセンター臨床工学技士が、精神医療センター兼務となった。点検は精神医療センター内で行う院内点検と、メーカーに依頼するメーカー点検を組み合わせ実施した。点検機器の見直しを行い、合計 5 品目 12 台の点検を実施し、消耗、劣化、破損等の異常の有無を確認した。機器別点検台数は以下の表のとおりであった。

点検機器名	点検台数
手術台	1
輸液ポンプ	3
シリンジポンプ	1
吸引器	5
電動式エアターニケット	2

7 医療安全推進月間

厚生労働省では、毎年11月25日を含んだ1週間を医療安全推進週間と定めている。埼玉県立4病院では、毎年11月の1カ月間を医療安全推進月間とし「緑のリボンは安全のしるし」をスローガンに、全ての職員が緑のリボン（シール）を名札に付けてアピールしている。平成24年度から実施している「3Words」の紹介写真を今年度も掲示し、「医療安全の木」を育てる取り組みを行った。平成25年度からは中央監視・清掃やクラーク等の委託業者、令和5年度からはがんセンターとの兼務による部署（放射線検査部門、臨床工学室）も取り組みに参加している。令和7年度は各部署それぞれの医療安全に関する課題や取り組みを検討し、「医療安全活動宣言」として集合写真を「医療安全の木」に掲示した。「医療安全の木」は玄関に設置し、患者さんやご家族にも当センターでの取り組みを広く知って頂き、参画して頂く機会として紹介した。

また、「KYT（危険予知トレーニング）の取り組み」について、取り組み内容のポスターを全部署が作成し、多職種が利用する通路に掲示した。他部署の取り組みをヒントに、自部署の未然防止策を考え、一人ひとりのリスク感性を高める機会となった。

8 施設内安全パトロール

各部署のリスクマネージャーが、「5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）」の視点で院内の整理・整頓を目的にパトロールを実施していた。令和6年度から5Sだけでなく、各部署の特色を反映させたチェック表に刷新し、ラウンドを実施。令和7年度は計12回実施した。結果、各部署で工夫した環境整理を実施し、作業環境や物品管理の改善を図ることができた。

9 医療安全管理室からの広報

日本医療機能評価機構や厚生労働省からの通知による情報を「医療安全情報」とし、全職員にグループウェア等で情報を提供した。また、院内で発生したインシデントの中から警鐘事例としての注意喚起や各部署のレベル0報告状況、共有が必要と思われる事象について「医療安全ニュースレター」として6回/年発刊し、院内2か所に掲示した。

10 今後の医療安全

令和7年度は医療安全の質の向上を目指し、「チームワークを高めて医療の質と安全性の向上を図る」をスローガンに、センター全体で取り組みを実施した。精神科医療は人権の制限を伴う治療・看護が行われることから、職員は、患者の安全を守る義務と患者の自己決定を尊重した医療が提供できるよう高い倫理観が求められる。そのためには、一人ひとりのリスク感性が向上し、チーム、組織としての医療安全文化を醸成しつづけていくことが重要である。

また、事故発生の予防や事故発生後の対応時にはチームで連携して取り組むことが重要である。チーム連携にはリーダーシップを発揮し多職種と協働するとともに情報共有が必要であり、より高いコミュニケーションスキルを身に着けることが求められる。そのなかでも、チームSTEPPSを中心としたノンテクニカルスキルを積極的に活用し、患者・医療者にとって安全な医療を今後も目指していく。